

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。

【事例】

A 県においては、地方公務員法（以下「法」という。）28 条の 4 による再任用として、定年退職等により一旦退職して職員の身分を失った者を、選考により、1 年以内の任期付きの再任用職員として採用している。再任用制度は、退職する職員の知識・経験の活用と、年金の満額支給開始年齢前に定年退職した職員に雇用機会を提供することを目的とするものである。A 県では、再任用職員を、従前の勤務成績、提出された書類（所属長の推薦書及び希望者の申込書等）の審査、面接結果などにより選考しており、新規の希望者のうち 90%程度が採用されている。

A 県立 B 高等学校に勤務する教員であった X は、平成 29 年 3 月末に 60 歳で定年退職する予定であった。X は、年金の満額支給開始年齢が 65 歳であることや、できるだけ長く教壇に立ちたいと考えていたことから、A 県教育委員会（以下「県教委」という。）が平成 28 年度に実施した再任用職員の候補者選考への申込みを行った。X は、平成 29 年 1 月に合格の通知を受けた。

X は、平成 29 年 3 月に行われた B 高等学校の卒業式において、B 高等学校の校長が発した「国歌斉唱の際には国旗に向かって起立し国歌を斉唱すること」を命ずる職務命令に従わず、起立しなかった（以下「本件不起立」という。）。X が学校の式典における国歌斉唱時の際に起立しなかったのは初めてであり、本件不起立に際して、他の教職員や生徒らに不起立を促すようなことはせず、また、卒業式の進行が阻害され、又は混乱するような事態は生じなかった。本件不起立は県教委に報告されなかった。

県教委は、平成 29 年 4 月、平成 30 年 3 月末日までの任期で X を再任用職員として任用する旨の処分（以下「本件任用処分」という。）をした。

県教委は、平成 29 年 5 月、第三者からの情報提供を契機として、本件不起立の事実を把握した。県教委は、本件不起立が、職務命令違反（法 32 条）及び信用失墜行為（法 33 条）に当たる重大な非違行為であって、A 県の懲戒処分基準によれば戒告処分に相当し、X は、採用時点において、県教委が定めた選考基準の「正規職員を退職する前の勤務成績が良好であること」の要件を欠いていたとして、同月、本件任用処分を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をした。

なお、X 以外の教職員で、学校の式典における国歌斉唱の際の不起立を理由とする戒告処分等の処分を受けた経歴があったものは、すべて、再任用職員の候補者選考において不合格とされた。また、このような経歴がなく候補者選考において合格したものの、平成 29 年 3 月の卒業式において国歌斉唱時に起立せず、このことが直ちに県教委に報告された教職員は、合格を取り消され、採用されなかった。他方、体罰、交通事故その他の理由で、戒告処分より重い減給・停職の処分を受けた経歴のある職員もいたが、ほとんどが合格し、採用されていた。

X は、本件取消処分に強い不満を有しており、これを争うため、本件取消処分の取消しの訴え（行政事件訴訟法 3 条 2 項。以下「本件取消訴訟」という。）を適法に提起した。

【設問 1】 X が、本件取消訴訟において、本件取消処分の違法性についてどのような主張をす

べきか、述べなさい。なお、手続的違法については考慮しなくてよい。

【設問2】 本件取消訴訟の係属中に平成31年4月になった場合において、Xが本件取消訴訟を適法に継続できるか否かについて述べなさい。

なお、法の抜粋を【参照条文】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【参照条文】

地方公務員法（抜粋）

（定年退職者等の再任用）

第28条の4 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（…略…）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3～5 （略）